

第5 事業主の認定に関する事項

1. 事業主の認定について

法に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善措置計画」という。）を作成し、知事の認定を受けた事業主が経営する林業事業体（以下「認定事業体」という。）は令和8年1月時点で47事業体ある。

2. 改善措置計画について

事業主は、第7期基本計画に示された目標に向けて法第5条により、改善措置について単独、複数又は支援センターと共同して行う改善措置計画を作成し、知事に申請して認定を受けることができる。特に林業実績が1年未満の事業主は、支援センターと共同で計画申請を行う。

林業従事者を確保していくためには、他の産業並みの労働条件の確保等の「雇用管理の改善」に努めることが必要となる。

また、その実効性を確保し、林業従事者を定着させるためには、事業量の安定的確保や生産性の向上等の「事業の合理化」を図っていく必要がある。

このため、改善措置計画では、「雇用管理の改善」と「事業の合理化」の双方について作成するものとする。

認定事業体は、計画する改善項目ごとに、5年後の改善目標を設定し、取り組むものとする。

	改善項目	改善措置の例
雇用管理の改善	雇用の安定化	通年雇用化の取組の促進、月給制の林業従事者の割合の向上、雇用管理者の資質向上等
	労働条件の改善	週所定労働時間の短縮、休日数の増加、賃金水準の向上（時間外労働の割増、能力給の導入）、福利厚生充実等
	労働安全の確保	労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修、振動障害防止活動の推進、熱中症・蜂刺され対策、緊急時の連絡体制の確保、休憩施設の整備、メンタルヘルス対策の実施等
	募集・採用の改善	ハローワークの活用、合同求人説明会への参加、支援センターの活用、女性従事者の活用、森ワーク・インターネットやSNSの活用等
	教育訓練の充実	緑の雇用事業の活用、OJT・OFF-JTの実施、現場指導（責任）者への研修、県が実施する研修の活用等、学びなおしの機会の充実等
	多様な人材の活躍・定着の促進	トイレや更衣室等職場環境の整備、育児休暇の取得、作業方法や安全対策の配慮、ハラスメント防止対策、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・情報の公表、えるぼし認定等
	高年齢従事者の活躍の促進	定年の引き上げ、高年齢従事者に配慮した作業方法・配置の見直し等適正な雇用管理措置の運用等
	障害者雇用の促進	障害特性等を踏まえた適切な業務配置、作業方法の見直し等

	その他の雇用管理の改善	安全衛生管理推進者の専任、職場内の安全意識の向上、リスクアセスメントの実施、無線の導入等
事業の合理化	事業量の安定的確保	森林施業プランナー等の人材の育成、森林経営管理制度による経営管理実施権の設定の活用、樹木採取権制度への参加等
	生産性の向上	高性能林業機械の導入、低コスト作業システムの導入、高密度路網の作設等、作業システム整備に必要な人材の育成、日報の活用による作業システムの改善、多能工化の取組等
	「新しい林業」の実現に向けた対応	新たな造林技術に関する知識を持つ造林手や ICT・IoT 等のデジタル技術の活用に必要な知識を持つ人材の育成、林業 DX の推進に関する取組、地域に根ざした多角的な森林経営の導入等
	キャリア形成のための技能向上	林業就業に必要な基本的知識や技術・技能の習得に関する研修、一定程度の経験を有する林業労働者を対象とした技術や知識の習得、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練等
	その他の事業の合理化	販路の拡大、多角的な森林経営の導入、民国連携事業の実施等

3. 認定基準

本県における事業主の認定における認定基準は、群馬県改善措置計画認定事務取扱要領で別途定めるものとする。